

# 愛知県市場化テストモデル事業実施要項 (愛知県自治研修所職員研修業務)

## 愛知県市場化テストモデル事業について

### 1 目的

少子高齢化の進展や生活スタイルの変化に伴い、県民の公共サービスに対するニーズは複雑化かつ多様化しており、「公共」に期待される守備範囲が拡大している一方、人口減少時代を迎え、税収の自然減が予想されるなど、行政運営における環境はますます厳しいものとなっている。

こうした中、徹底的な効率化、経費削減を通じた「簡素で効率的な行政」を実現することは、本県にとっても喫緊かつ最重要課題の一つである。

市場化テストは、これまで官が独占的に実施してきた公共サービスについて、競争概念を導入するものであり、これにより、民間事業者の創意と工夫によりサービスの質の向上と経費節減が図られるだけでなく、競争的環境に置かれることで、官自身も切磋琢磨し、様々な創意工夫を行い、事務事業の生産性向上が期待できる。

そこで、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するため、市場化テストの導入を推進することとし、本格導入に先立ち、官民の公正な競争の実施等の制度設計を行う上での必要事項を検証するため、愛知県市場化テストモデル事業(以下「モデル事業」という。)として官民競争入札を実施する。

### 2 モデル事業による業務実施主体選定の考え方

対象とする業務について、民間事業者と対象業務所管部署の提案内容を比較し、質と価格を総合的に評価し最も有利な提案をした者を選定する。

民間事業者の提案が対象業務所管部署の提案内容を上回った場合は、愛知県(以下「県」という。)と民間事業者の間で委託契約を締結し、民間事業者が業務を実施する。

対象業務所管部署の提案内容を上回る民間事業者の提案がない場合は、県が業務を実施する。

## 対象業務の内容

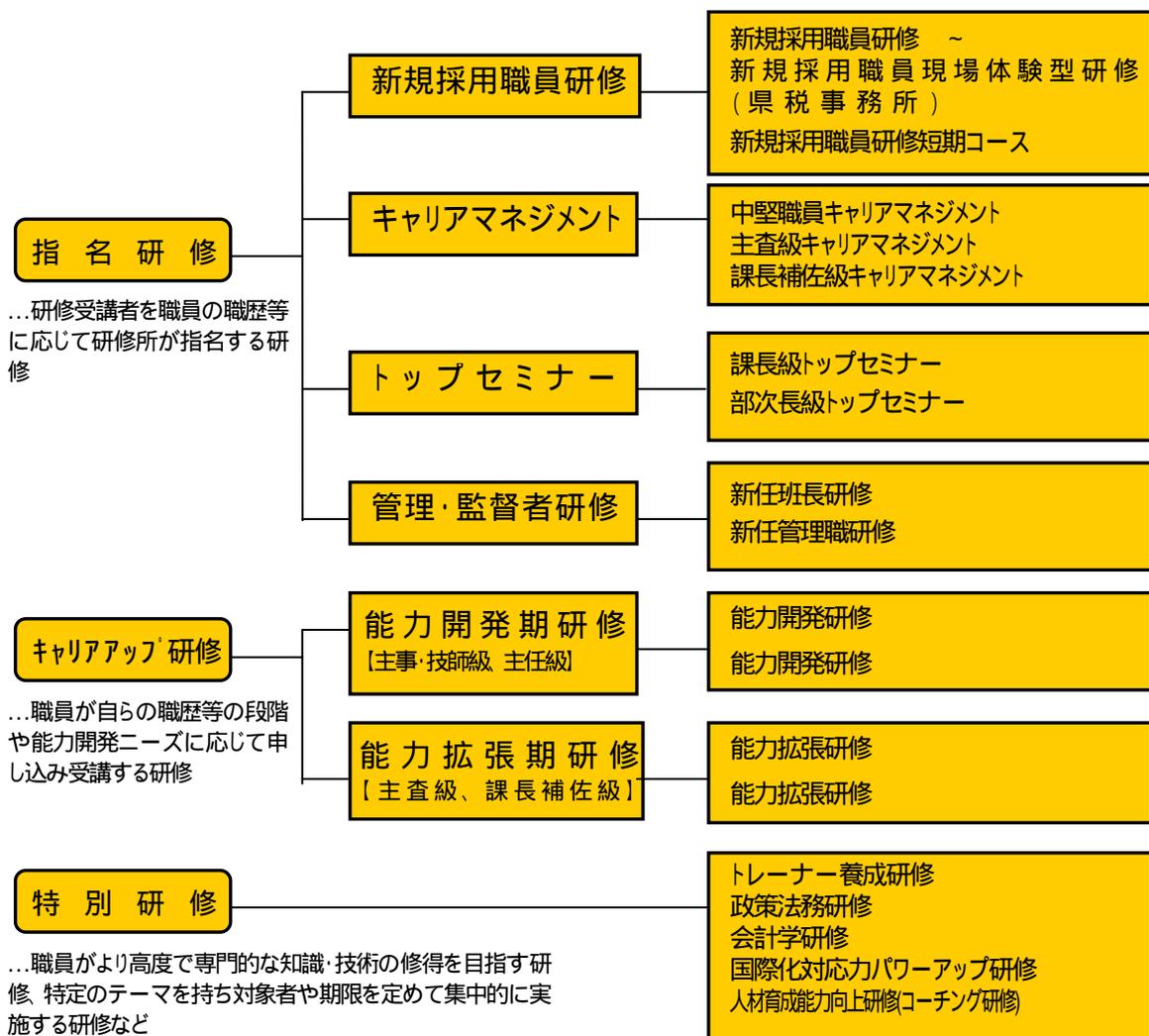
### 1 対象業務

愛知県自治研修所職員研修業務

### 2 対象業務の概要

愛知県自治研修所(名古屋市中区丸の内二丁目5番10号)では、「あいち人材育成ビジョン」、「あいち職員研修プラン」、愛知県職員研修規程等に基づき、毎年度、県職員の研修基本計画を策定し、県職員に共通して必要となる基本的な知識及び技術並びに高度で専門的な知識及び技術等(集団による研修が効率的なものに限る。)を修得させることを目的とした研修所研修の企画・運営のほか、自己啓発、OJT、部局研修その他の職員研修の促進・支援及び市町村職員研修に対する助言・協力等の業務を実施している。

このうち、次の研修所研修業務をモデル事業の対象とするものである。



なお、モデル事業の対象となる研修について、研修科目の指定方法に応じ科目指定研修及び科目提案研修に、受講方法に応じ指名型研修及び応募型研修に区分することとする。

また、各研修の実実施計画及び研修目的は別紙1、各研修の詳細は別紙1内訳のとおりである。

### (1) 科目指定方法による区分

区分	指定方法	該当する研修
科目指定研修	具体的な科目を県が指定する	指名研修 特別研修
科目提案研修	具体的な科目を提案する	キャリアアップ研修

### (2) 受講方法による区分

区分	受講方法	該当する研修
指名型研修	職員の職歴等に応じて受講者を県が指名する	指名研修 特別研修(トレーナー養成研修、人材育成能力向上研修)
応募型研修	職員の職歴等の段階や能力開発ニーズに応じて受講者自らが申し込む	キャリアアップ研修 特別研修(指名型以外)

### 3 対象業務の内容

研修の企画・運営にあたっての業務の内容及び役割の対象範囲は、別紙2のとおりとする。

#### 4 研修の実施時間、実施場所

研修の実施時間帯は、原則として平日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日の期間を除く。以下同じ。)の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの範囲内とし、実施場所は、県が別に指定するものを除き、愛知県自治研修所とする。

対象業務の実施に当たり確保されるべき質  
確保されるべき業務の質は、以下のとおりとする。

- 1 応募型研修の定員に対する受講者数の実績が、各研修につき定員の 90%以上確保されること。
- 2 企画提案され実施された研修科目における、以下の各項目に対する受講者の評価の割合が 80%以上確保されること。

項目	評価内容
理解度	「理解できた」と評価した割合
内容の水準	「適切だった」と評価した割合
講師の指導方法	「効果的であった」と評価した割合
資料・視聴覚教材等	「効果的であった」と評価した割合
職場での実践・活用	「実践・活用したい」と評価した割合

- 3 企画提案され実施された研修科目における、受講者の到達目標に対する達成度(達成を 100%とした場合)の割合が 80%以上確保されること。ただし、その評価の方法は 7(2)の様式「個別企画提案書」での企画提案による。

#### 実施期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

#### 入札に関する事項

##### 1 対象業務を実施する者の決定方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 10 の 2)によるものとする。
- (2) 対象業務所管部署は、入札参加者と同様に、下記 7 に定めるとおり企画書(様式 及び様式 を除く。)を提出するものとする。
- (3) 対象業務所管部署の提出書類と入札参加者の提出書類を審査し、入札参加者のうち、質と価格を総合的に評価し最も優れた提案をした者の提案内容が、対象業務所管部署の提案内容を上回った場合、その者を落札者として決定する。
- (4) 対象業務所管部署の提案内容を上回る入札参加者が無い場合は、県が提案内容に基づき業務を実施する。
- (5) 評価の基準は、別紙「愛知県市場化テストモデル事業落札者決定基準(愛知県自治研修所職員研修業務)」(以下「落札者決定基準」という。)による。

##### 2 予定価格

金 99,739,500 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 4,749,500 円)

### 3 入札参加資格

次のいずれも満たすこと。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第10条各号(第11号を除く。)のいずれにも該当しない者であること。  
なお、同条第12号の「官民競争入札等監理委員会」とあるのは、「愛知県市場化テストモデル事業監理委員会」(以下「監理委員会」という。)と読み替えるものとする。
- (3) 愛知県出納事務所の「愛知県入札参加資格者名簿(通常分、平成17年10月～平成20年3月)」の大分類「03 業務委託」に登録されている者であること。
- (4) 愛知県出納事務所指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でない者であること。

### 4 実施要項及び落札者決定基準等の配布並びに入札説明会の開催

#### (1) 実施要項等の配布

配布物

「実施要項」、「落札者決定基準」、「愛知県自治研修所利用可能範囲見取り図」、「使用可能な備品・什器一覧」、「あいち人材育成ビジョン」、「あいち職員研修プラン」、「19年度研修ガイド」及び「人事評価制度実施要綱」

期間

入札公告の日(平成19年9月18日(火))から入札参加申し込みの日(平成19年10月25日(木))までの平日(午前9時から午後5時まで)。

場所

愛知県総務部総務課行政経営企画グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 県庁本庁舎4階 〒460-8501

電話(052)954-6077(ダイヤルイン)、FAX(052)954-6901

電子メール somubu-somu@pref.aichi.lg.jp

#### (2) 入札説明会の開催

日時 平成19年9月26日(水)午後2時

場所

愛知県自治研修所4階401教室

名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

参加申込み

別添様式1「愛知県市場化テストモデル事業入札説明会参加希望票」に必要事項を記入の上、平成19年9月25日(火)午後5時までに持参、郵送(必着のこと)、FAX又は電子メールにより愛知県総務部総務課行政経営企画グループ(上記(1))に提出すること。

留意事項

- ア 本実施要項及び落札者決定基準等一式を持参すること。
- イ 参加できる人数は、1入札参加者につき2名までとする。
- ウ この入札に参加を希望する者は、入札説明会にできるだけ参加してください。

### 5 質問事項の提出及び回答

- (1) 本実施要項及び落札者決定基準等の内容について、質問事項がある場合には、別添様式2「愛知県市場化テストモデル事業に関する質問票」に必要事項を記入し、平成19年10月10日(水)午後5時までに持参、郵送(必着のこと)、FAX又は電子メールにより愛知県総務部総務課行政経営企画グループ(上記4(1))に提出すること。(質問票以外の質問は受け付けない。)
- (2) 送付された質問事項及び回答は、平成19年10月17日(水)に、愛知県ホームページ(アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000001718.html>)において公表する。

ただし、事業者や質問者の名称等はもちろん、個別事業者や質問者が特定できる情報は公表対象としない。

## 6 入札参加申し込み方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」(別添様式3)及び「暴力団排除条項該当性について、意見聴取するために必要となる書類」(別添様式4)を平成19年10月25日(木)までの平日(午前9時から午後5時まで)に愛知県総務部総務課行政経営企画グループ(上記4(1))に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認結果については、申請者に対し通知する。
- (3) この入札に参加を希望する者で、愛知県出納事務所の「愛知県入札参加資格者名簿(通常分、平成17年10月～平成20年3月)」の大分類「03 業務委託」に登録されていない者は、愛知県出納事務所に対し入札参加資格の審査を申請し、平成19年9月28日(金)までに申請手を完了しなければならない。

なお、愛知県出納事務所の入札参加資格の申請については下記のとおり。

### 申請手続き

申請手続きについては、愛知県ホームページを参照のこと  
(<http://www.pref.aichi.jp/suitou-kanri/17shinsei.htm>)

### 提出・問合せ先

愛知県出納事務所管理課物品グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 県庁本庁舎1階 〒460-8501

電話(052)954-6645(ダイヤルイン)

(入札参加資格申請受付時間 午前9時30分～正午、午後1時30分～4時30分)

### 注意事項

申請書類は、郵送による提出を認めていないので、平成19年9月28日(金)午後4時30分までに、愛知県出納事務所管理課物品グループに持参すること。

また、既に本県の入札参加資格を有する者で、業務分類の追加・変更を希望する場合(大分類「03 業務委託」に登録されている必要があるため)並びに障害者雇用状況及び環境ISO14001取得状況(本入札の総合評価の加算事項であるため)の区分の変更を希望する場合も同様とする。

なお、申請内容や書類に不備がある等の場合は、期限までに手続きが完了できないことがある。

## 7 入札書等の提出

入札に参加する資格があることの確認を受けた者は、(1)で定める「入札書」、(2)で定める「企画書」及び(3)で定める添付書類を提出するものとする。

### (1) 入札書(別添様式5)

入札書には、総価による金額を記入すること。

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 企画書

企画提案の内容として明らかにされる業務の質等に関する評価を受けるため、以下の企画書を7部提出する。

様式 法人(団体、個人)概要書

様式 研修全体に対する基本的な考え方

様式 個別企画提案書

ア 様式中にある「講師予定者の経歴等」欄の「候補者の氏名」については、入札書等の提出時における予定に基づく記載を認めるものとする。

様式 研修ニーズの把握について  
様式 実施(運営)体制  
様式 再委託予定先一覧表  
様式 研修費用積算内訳書

### (3) 添付書類

以下の添付書類を、及び は各1部 から 及び は各7部提出する。

法第10条各号(第11号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(別添様式6)

財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

法人にあっては、会社案内等事業所の概要がわかるもの(様式自由)

就業規則等、従事者の就業条件や給与体系等がわかるもの(様式自由)

障害者を雇用している民間事業者にあっては、障害者の雇用状況が分かる書類(別添様式7)  
(なお、雇用義務のある民間事業者については、愛知県出納事務局の「愛知県入札参加資格者名簿(通常分、平成17年10月～平成20年3月)」で確認するので不要。)

個別の研修のおよその日程を明示した年度計画(様式自由)

### (4) 入札(提出)日時及び場所

日時 平成19年11月22日(木)午前11時

場所 愛知県総務部共用会議室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 県庁本庁舎4階

### (5) 開札日時及び場所

日時 平成19年12月3日(月)午後3時

場所 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 愛知県自治センター地下2階

落札者を決定したときは、その結果について、愛知県ホームページ(アドレス  
<http://www.pref.aichi.jp/0000001718.html>)において公表する。

### (6) 留意事項

提出された書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできない。また、提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

入札保証金及び契約保証金は免除する。

## 8 その他の入札実施手続

### (1) 入札の無効

愛知県財務規則(昭和39年3月25日愛知県規則10号)第152条(入札の無効)に該当する入札並びに本実施要項に示した入札参加資格(上記3)のない者、実施要項の入札条件に違反した者及び入札参加者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

### (2) 入札の延期

入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期する。

### (3) 代理人による入札

代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時まで委任状(別添様式8)を提出すること。

入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人を兼ねることができない。

#### (4) 入札の効力

この入札の効力は、入札対象となる調達案件に係る予算が愛知県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

### 9 入札の実施に関する情報遮断措置

#### (1) 対象業務所管部署

対象業務所管部署は、愛知県自治研修所とする。

#### (2) 入札を執行する部署

本件に係る入札を執行する部署は、愛知県総務部総務課とする。

#### (3) 情報遮断措置

本実施要項の公表後、対象業務所管部署に所属する職員と、愛知県総務部総務課に所属する職員との間における本件に係る一切の情報の交換を禁止する。

上記 について違反が発覚した場合には、対象業務所管部署の提案は無効とする。

### 対象業務の実施状況に関する情報の開示

#### 1 経費

別紙3のとおり

#### 2 人員

別紙4のとおり

#### 3 施設及び設備

別紙5のとおり

#### 4 目的の達成の程度(実績)

別紙6のとおり

#### 5 従来の実施方法

別紙7のとおり

### 民間事業者が落札した場合の事項

#### 1 契約の締結

入札により、民間事業者を実施者として決定した場合は、県は、本実施要項及び企画書の内容に従い、当該民間事業者(以下、 においては「受託者」という。)と書面により対象業務(以下、 においては「委託業務」という。)の実施に係る委託契約を締結するものとする。なお、契約日は平成20年4月1日を予定している。

なお、落札者が、契約締結前に、下記5の「契約の解除」で規定する要件(ただし(3)から(6)及び(8)を除く。)に該当した場合及び落札者が契約を辞退し契約に至らなかった場合は、落札者決定基準による総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする(ただし、対象業務所管部署を除く。)

#### 2 委託料の支払

(1) 県は、受託者に対して、委託料を、別途作成する資金計画に従い、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(2) 上記(1)に規定する資金計画については、受託者が作成し、県に協議するものとする。

(3) 受託者は、上記(1)の規定による委託料を、各四半期の末日の翌日から、県に対して請求することができる。

(4) 県は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を受託者に支払うものとする。

### 3 受託者が講ずべき措置

- (1) 受託者は、業務開始日に、確実に委託業務を開始しなければならない。
- (2) 受託者は、やむを得ない事由により委託業務を中止しようとするときには、あらかじめ、県の承認を受けなければならない。
- (3) 受託者は、契約期間の終了、委託業務の中止又は委託契約の解除により、委託業務を終了する場合は、引継ぎ書等により責任をもって次の実施者に完全に委託業務の引継ぎを行うこと。また、次の実施者の準備行為に対しては責任をもって協力すること。

### 4 契約内容の変更

- (1) 県は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。
- (2) 上記(1)の規定により契約金額を変更するときは、別途協議して定める。
- (3) 契約締結後に、天災地変その他の不測の事態や経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるときは、その実情に応じ、県は、受託者と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
- (4) 受託者(受託予定者を含む。)は、下記 13(1)の規定による研修日程の変更又は受託者の事情により、講師(予定者を含む。)を変更しようとするときには、あらかじめ、県の承認を受けなければならない。
- (5) 講師(予定者を含む。)の変更にかかる必要な費用については、受託者が負担するものとする。

### 5 契約の解除

県は、受託者が次のいずれかに該当すると認めるときは、催告しないでこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、県は、その責を負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき、又は契約の締結に関し不正な行為があったとき。
- (2) 3の「入札参加資格」で規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 契約に従って委託業務を実施できなかつたとき、正当な理由なく委託業務を実施することができないことが明らかになったとき、又はその他契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (4) 契約に基づく報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき、検査を拒み妨げ若しくは忌避したとき、質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は契約に基づく指示に違反したとき。
- (5) 委託業務の実施に関し不正な行為があったとき。
- (6) 受託者又は委託業務に従事する職員その他の従事者が、法令又は契約に違反して、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (7) 暴力団員を委託業務を統括する者若しくは従業員としていることが明らかになったとき、又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- (8) 受託者が契約解除の申し立てをしたとき。
- (9) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (10) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (11) 公正取引委員会が、受託者に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決(独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の

審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(12) 受託者が、公正取引委員会が受託者に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(13) 受託者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(14) 受託者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

## 6 委託料の返還

(1) 上記5のいずれかに該当し契約を解除した場合で、交付した委託料があるときは、県は受託者に対し、委託料の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合においては、当該委託料の支払の日から当該委託料の返還の日までの期間の日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を県に返還しなければならない。

(2) 受託者は、委託料の過払いがあったときは、それを返還しなければならない。

## 7 違約金の支払い

(1) 受託者が、履行を遅延したときは、県に下記(2)(3)で定める違約金を支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると県が認めた場合は、この限りでない。

(2) 違約金の額は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の全額を切り捨てる。)に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

(3) 違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

## 8 賠償責任等

(1) 受託者が、契約内容に違反し、又は故意若しくは過失によって県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として県に支払わなければならない。

(2) 受託者が、委託業務の実施において、受託者に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(3) 県は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、受託者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(4) 受託者が履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、県は、受託者の負担でこれを執行することができる。なお、このために受託者に損害が生じても、県は賠償の責任を負わないものとする。

(5) 受託者は、上記5のいずれかに該当するときは、県が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を県が指定する期限までに支払わなければならない。受託者が契約を履行した後も同様とする。ただし、上記5の(9)から(12)のうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売である場合その他県が特に認める場合は、この限りではない。

(6) 受託者は、次の に掲げる場合のいずれかに該当したときは、上記(5)の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する金額を支払わなければならない。

上記5の(10)に規定する納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

上記5の(13)に規定する刑の確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(7) 上記(5)及び(6)の規定にかかわらず、県は、県に生じた実際の損害額が上記(5)及び(6)に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

## 9 受託者が業務を実施するにあたり講ずべき措置

### (1) 県との連絡、調整

受託者と県は、それぞれ担当者を定め、委託業務の円滑な実施のために必要な調整を図るものとする。

### (2) 名札の着用

受託者が委託業務を実施する場合、業務従事者は名札を着用することとし、形式等について事前に県の承認を得ること。なお、これらに係る費用については受託者の負担とする。

### (3) 公正な取扱い

受託者は、サービスの提供について、研修受講者等を合理的な理由なく区別してはならない。

### (4) 金品等の授受の禁止

受託者は、委託業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

### (5) 宣伝行為の禁止

受託者は、委託業務を委託業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び委託業務以外の自ら行う事業が委託業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

受託者は、愛知県自治研修所において、委託業務以外の自ら行う事業の宣伝をしてはならない。

### (6) 県との契約によらない自らの事業の禁止

受託者は、愛知県自治研修所において、委託業務以外の自ら行う事業をしてはならない。ただし、県が認める場合は、この限りでない。

### (7) 記録、帳簿、書類等

受託者は、委託業務に係る会計を他の事業に係る会計と区別して経理し、委託業務に要した経費を把握しなければならない。また、受託者は、委託業務の実施状況に関する記録、帳簿書類を作成し、委託業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

### (8) 権利の譲渡

受託者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

### (9) 手数料又は報酬の徴収等

受託者は、委託業務を実施するに当たり、受講者等から手数料又は報酬を徴収してはならない。

受託者は、委託業務を実施するに当たり、受講者等に対し、委託業務の内容を構成しない他のサービス等の利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

### (10) 権利義務の帰属

県は、委託業務の成果(以下「成果品」という。)を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更できる。

受託者は、成果品の著作権を著作権法第27条及び第28条の規定による権利も含めて県に無償譲渡するものとする。

受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。ただし、あらかじめ県の承認を得たときはこの限りではない。

上記及びの規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの(以下「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県に対し、当該成果品を県が使用するために必要な範囲で、当

該著作物の利用を無償で承諾するものとする。

受託者は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

受託者は、委託業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、県の承認を受けなければならない。

#### (11) 再委託

受託者は、委託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。ただし、企画提案による一部再委託で、県が認めるものは、この限りでない。

受託者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により一部について再委託を行う場合には、再委託先及び委託内容を明らかにした上で県の承認を得るものとする。

上記及びの規定による再委託を行う場合には、受託者は再委託先から必要な報告を徴収することとする。

秘密の保持等、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、県との契約によらない自らの事業の禁止、手数料又は報酬の徴収等及び権利義務の帰属については再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

#### (12) 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、県と受託者が協議する。

### 10 受託者の報告事項、守秘に必要な措置その他講ずべき措置

#### (1) 報告事項等

##### 報告

ア 受託者は、研修を実施した場合(研修効果の把握・測定、研修ニーズの把握を含む。)は、速やかにその結果を県に報告しなければならない。

イ 受託者は、委託業務を終了し、又は中止したときには、終了又は中止の日から1か月以内に、委託業務の実施状況を記載した報告書、収支計算書及び委託業務の実施に要した経費に関する報告書を県に提出しなければならない。

##### 調査、監督、指示

ア 県は、研修評価等にあたり、委託業務の実施場所に立ち入り、関係者に質問することができるものとする。

イ 県は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、受託者に対し、委託業務の状況に関し必要な報告(上記を除く。)を求め、また、委託業務の実施場所に立ち入り、委託業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

ウ 県は、受託者による委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

エ 県は、本業務を実施するために必要があると認めるときは、委託業務の実施状況を公表することができる。

#### (2) 秘密の保持等

##### 個人情報の取扱い等

ア 受託者は、個人情報を収集し、管理し、又は使用するに当たっては、委託業務の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集し、かつ当該情報の収集の目的の範囲内でこれを使用しなければならない。

イ 受託者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

ウ 上記ア及びイについては、受託者が委託業務に関して知り得た法人の情報についても同様とする。

エ 委託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これらの者が、その業務に関して知り

得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合は、愛知県個人情報保護条例(平成16年12月21日愛知県条例66号)第55条及び第56条により罰則の適用がある。

#### 秘密の保持

委託業務に従事している者又は従事していた者及び受託者の役員又は従業員等で、業務に関する秘密を知り得た者は、その秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 11 受託者に使用させることができる県有財産

#### (1) 業務場所等

委託業務は、県が別に指定するものを除き、愛知県自治研修所で実施することとし、受託者は、必要な施設設備(別紙8「民間事業者の使用させることができる施設設備概要」による。)及び設置されている物品を、県との契約による委託業務を実施する場合に限り、無償で使用することができる。

受託者は、施設設備及び設置されている物品を使用するにあたっては、常に善良なる管理者としての注意をもって管理し、異常を発見した場合は、速やかにその旨を県に連絡してその指示を受けなければならない。

#### (2) 業務終了時又は委託中止時の取扱い

受託者は、県との契約による委託業務の実施を終了する日、又はそれより前に委託業務を中止する場合には中止する日の属する月の月末までに、県の立会いの下で、物品の有無及び故障の有無を報告し、承認を得なければならない。

#### (3) 物品の欠品、破損、故障等

受託者の責に帰すべき事由により、物品に欠品、破損及び故障等が生じた場合は、県との契約による委託業務の実施を終了する日、又はそれより前に委託業務を中止する場合には、中止する日までに、受託者の負担により購入あるいは修理を終了しなければならない。

#### (4) その他

受託者は、県との協議の上、認められた範囲内に限り、建物の内装等の変更を行うことができる。ただし、受託者が建物の使用を終了又は中止したとき及び県から原状復帰の求めがあったときは、直ちに使用前の状況に復帰し、県の確認を受けなければならない。

### 12 経費の負担区分

県と受託者の経費の負担区分は、別紙9「経費の負担区分」によるものとする。ただし、別紙9によってもなお、不明な経費の負担区分は、県と受託者の協議による。

### 13 契約締結前の業務の調整、引継ぎ及び準備行為

(1) 県及び受託者は、契約締結前に事業開始に向けた業務の調整(研修日程、講師、会場、カリキュラムの確定等)を開始するとともに、十分な期間を取って引継ぎを行うこととする。

なお、研修日程等の企画提案については、事業開始に向けた業務の調整の中で変更する場合がある。(愛知県議会、県行事等による研修日程の変更など。)

(2) 受託者が準備行為(業務に従事する者に対する実地研修など)を実施する場合は、県は可能な範囲で協力するものとする。

なお、これらにかかる必要な費用については、受託予定者が負担するものとする。

#### モデル事業実施に係る評価

##### 1 実施状況に関する調査の時期

対象業務の実施状況については、実施期間の終了後及び県が必要と認める時点における状況を調査するものとする。

## 2 調査項目

- (1) 受講者数の状況
- (2) 受講者の評価
- (3) 到達目標達成状況
- (4) 対象業務の実施に要した経費

## 3 その他

対象業務を実施することとなった者は、上記調査を行うに当たり、対象業務の実績及び実際の実施に要した経費を記録、集計するものとする。

### 実施状況等の監理委員会への報告

県は、実施状況について、監理委員会へ報告するとともに、上記 10(1) に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

